

1. トン数標準税制の適用を受けるために必要な日本船舶・船員確保計画の認定申請については、平成21年1月末までに10社が申請。
2. 10社の申請について、基本方針に照らして必要な審査を行った結果、すべてが認定基準を満たしていることから、平成21年3月24日、10社すべてについて認定。

〔認定事業者名（50音順）〕

旭海運、旭タンカー、飯野海運、川崎汽船、三光汽船、商船三井、新和海運、第一中央汽船、日正汽船、日本郵船

### 3. 認定10社の日本船舶・船員確保計画の概要

#### ○計画期間

5年間（平成21年4月1日～平成26年3月31日）

#### ○外航日本船舶の確保計画（10社計）

76.4隻 ⇒ 159.8隻（約2.1倍）

#### ○外航日本人船員の訓練計画（10社計）

5年間 688人（うち社船実習352人）

#### ○外航日本人船員の確保計画（10社計）

1,050人 ⇒ 1,138人（+88人、約1.1倍）

## 1. 目的

我が国の外航船舶運航事業者と外国の外航船舶運航事業者との間の国際的な競争条件の均衡化を図ることに加え、日本船舶・日本人船員の計画的増加を図るため、世界標準とも言うべきトン数標準税制を導入する。

### トン数標準税制導入国（18カ国）

ギリシャ（1939）、オランダ（1996）、ノルウェー（1996）、ドイツ（1999）、英国（2000）、デンマーク（2001）、フィンランド（2002）アイルランド（2002）、フランス（2003）、スペイン（2003）、ベルギー（2003）、米国（2004）、韓国（2005）、イタリア（2005）、インド（2005）、リトアニア（2007）、ポーランド（2007）、日本（2008）

## 2. 制度の概要

外航船舶運航事業者が、日本船舶・日本人船員の確保に係る「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益課税を選択できる制度とする（法人住民税・法人事業税についても導入）。

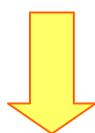
### ○ 基本方針の策定、日本船舶・船員確保計画の作成・認定

安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保又は船員の育成及び確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、船舶運航事業者等による日本船舶・船員確保計画の作成・認定及び同計画に係る認定事業者に対する課税の特例

### 施策の背景・目的

#### 日本船舶・日本人船員の激減する外航海運

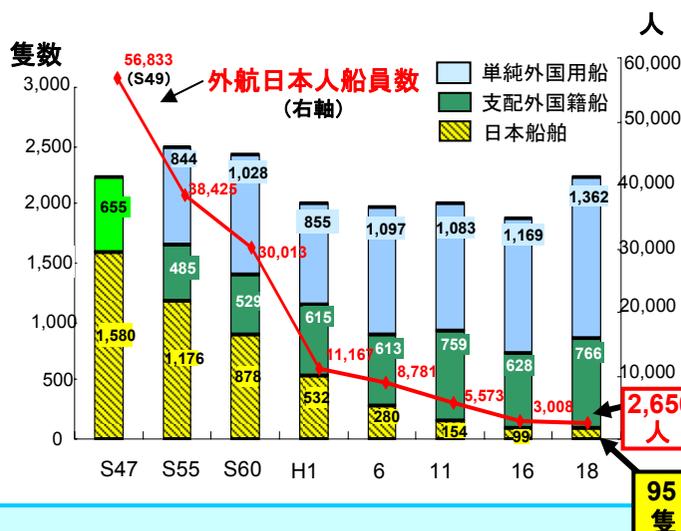
- 貿易量の99.7%を担う**外航海運**。



- **世界単一市場における国際競争が激化する中、日本船舶・外航日本人船員が極端に減少。**

#### 日本船舶・外航日本人船員の減少

- 日本船舶  
1580隻（昭和47年）⇒**95隻（平成18年）**
- 外航日本人船員  
約5万7千人（昭和49年）⇒**約2,600人（平成18年）**



海洋基本法の成立(H19)  
20条(海上輸送の確保)

安定的な海上輸送の確保が国家的課題に

- 日本船舶の確保・船員の育成及び確保に関する基本方針（国土交通大臣）
  - ・ 外航日本船舶の隻数を平成20年度からの5年間で2倍に、
  - ・ 外航日本人船員の人数を10年間で1.5倍に、増加させることを目標。



- 日本船舶・船員確保計画の作成（船舶運航事業者等）
  - ・ 日本船舶の建造等の計画、船員の確保・訓練の計画 等



- 日本船舶・船員確保計画の認定（国土交通大臣）  
〔主な認定要件〕
  - ・ 計画期間（5年間）で
    - ①外航日本船舶の隻数を2倍以上に増加させる計画であること。
    - ②外航日本人船員を養成する計画であること（保有1隻につき1名以上）。
    - ③外航日本人船員が減少しない計画であること。
    - ④外航日本船舶1隻当たり外航日本人船員4人配乗できる人数を常に確保する計画であること。

### 3. 日本船舶・船員確保計画、初の認定

- 日本船舶・船員確保計画認定申請  
トン数標準税制の適用を受けるために必要な日本船舶・船員確保計画の認定申請については、平成21年1月末までに10社が申請。

- 認定  
10社の申請について、基本方針に照らして必要な審査を行った結果、すべてが認定基準を満たしていることから、平成21年3月24日、10社すべてについて認定。（初の認定）

〔認定事業者名（50音順）〕

旭海運、旭タンカー、飯野海運、川崎汽船、三光汽船、商船三井、新和海運、第一中央汽船、日正汽船、日本郵船

- 認定10社の日本船舶・船員確保計画の概要

- ・ 計画期間  
5年間（平成21年4月1日～平成26年3月31日）
- ・ 外航日本船舶の確保計画（10社計）  
76.4隻 ⇒ 159.8隻（約2.1倍）
- ・ 外航日本人船員の訓練計画（10社計）  
5年間 688人（うち社船実習352人）
- ・ 外航日本人船員の確保計画（10社計）  
1,050人 ⇒ 1,138人（+88人、約1.1倍）

### 4. 適切な計画遂行の担保措置

認定を受けた事業者が、正当な理由なく計画目標を達成しない場合には勧告及び認定取消を行い、認定取消の場合には減税額相当分の取戻しを実施する。